

人権久喜

編集・発行：久喜市人権擁護相談所 発行日：平成27年12月1日 No.44



カ所にそれぞれケースワーカーを配置しています。平成二十七年年度の相談体制は、本庁の子育て支援課のケースワーカーは三人、家庭児童相談員が二名おります。
司会 虐待に対する久喜市の連携体制はどのようなのでしょうか。
木村係長 虐待への対応では、関係機関との連携が重要となります。現在、要保護児童対策地域協議会という組織を設置いたしまして、情報の交換や支援内容の協議を行っています。

求められる市民からの通告

司会 先程、通告の話が出ましたが通告があった場合の対応を教えてください。
木村係長 通告を受けた場合、子どもの生命に関わる問題であることから、早期発見、早期対応に努めているところでございます。具体的には、迅速な対応を確保する

観点から、通告から四十八時間以内に安全確認を行っております。安全確認の結果、ケースに応じた対応になりますが、一時保護や様子を見守るケースなどあり、児童相談所や地域の民生委員の方などの協力を得ながら、適切な支援に努めている状況です。

子どもの虐待は母親の妊娠中から始まっている

木村係長 そうですね。虐待の予防という観点では、理由なく健診にこない、母子健康手帳の申請手続きが遅れているといったケースはありますし、出産後、虐待がおこる可能性が高いと考えられ、妊娠中からの継続的な関わりは虐待防止に効果が高いと考えています。また、保健センターでは、生後四か月を迎えるまでの乳児のいる全ての家庭を訪問しておりますが、虐待の心配や養育が困難と思われる家庭があった場合には、保健センターと子育て支援課で連携し、状況の把握を行い、対応しているところでございます。

石田委員 我々一般市民は、虐待の恐れがあった場合、通告の義務がありますが、簡単ではないように思います。
田口所長 虐待の予防ということでは、親子関係を良くしていくような教育的プログラムが開発されています。例えば、「どならない子育て練習法」というプログラムです。子どもへのしつけで叩いたり、怒鳴ったりしないやり方を習得してもらう家族援助のプログラムです。

現在、県でもトレーナーを養成してまいります。久喜市の方でも取り組んで頂いており、事業も進められていると聞いております。市民の方々にもそういう子育ての仕方を選んで頂くことも重要と思っております。

坂東委員 この座談会に参加して子どもに関わる施設では、それぞれの目的により取り組んでいらっしゃることを知らない人が多くいる気がします。一人で悩んでいないで、一歩踏み出して相談してほしいと思います。

司会 最後に、人権行政のお立場から、さいたま方法務局久喜支局の福永支局長からまとめのお話しをいただけたらと思います。
福永支局長 御参加頂きました皆様様の立場で取り組む内容、実情並びに問題点をお話して頂きました。そして、解決していく点についても説明がありました。

今日は、子どもの虐待及び貧困という一つのキーワードで座談会を進めましたが、貧困が虐待の原因の一つになっているということが実感できました。将来のある子ども達を、一人前の社会人として育てていくのが我々大人、そして市民の務めだと思えます。

虐待を通報する場合のプライバシーの問題など、困難な点はありますけれど、社会全体で取り組んでいく必要があると改めて感じました。

子どもの虐待のSOS

— 通告は虐待防止の第一歩 —

最近、子どもへの虐待のニュースが多く報道されています。子どもを取り巻く環境は、様々あり、いくつかの要因が重なり合って虐待が行われてしまうと考えられています。今回は、特に虐待の原因とその予防に焦点を当てて、関係者にお話を伺いました。



福永支局長

司会 私は、本日の司会を担当します。人権擁護委員の橋本久雄です。最初に久喜市人権擁護相談所の石田所長からあいさつをお願いします。
石田所長 今回は、子どもの人権のうち児童虐待の問題、それと子どもを取り巻く環境、特に、貧困にかかわる点について、これらに携わる方々にお話をお伺いしたいと思えます。
司会 続きまして、さいたま方法務局久喜支局の福永支局長、お願いいたします。
福永支局長 児童虐待については法整備もされ、一定の成果が出てきつつあるのではないのでしょうか。しかしながら、統計に出てこない虐待というのが相当数あると思われまます。法務省の人権擁護機関

でも相談や啓発を通して、予防と救済に取り組んでいるところでございます。引き続き皆様と連携し、子どもにやさしい街づくりのために、取り組んでいきたいと思えます。

子どもの虐待の現状

司会 それでは、子どもの人権、そして子どもの虐待と貧困ということで座談会を進めてまいります。

昨年度は、児童相談所に通告された虐待を受けたとする件数が増えたという報道を踏まえまして、最初に埼玉県中央児童相談所の田口所長から、現状につきましてお話しをいただければと思えます。
田口所長 児童虐待防止法では、児童虐待について四つに分類されており、一つ目がいわゆる殴る、蹴るといった身体に暴行を加える身体的虐待です。二番目が、性的虐待というもので、児童に性的な行為を強要したり、またポルノの被写体にするといった虐待です。三番目は、保護の怠慢、拒否という、いわゆるネグレクトと言われるもので、食事を与えなかったり、ひどく不潔なままにしておいた。



田口所長

市民の皆様お一人一人が地域の子どもの達をしつかりと見守っている、そんなことを心掛けて頂ければ、ありがたいと思えます。
司会 ありがとうございます。最後に石田所長からあいさつをお願いいたします。
石田所長 きょうは、児童虐待のことと子どもの貧困に関することとお話を聞かせて頂きました。私たち市民に出来る事は、①市や児童相談所の取り組みを知り、関心を持つこと。②地域の子育て中の家庭に声をかけたり、温かく見守ること。そして③もしかして思ったら「イチハヤク」一八九番へ通報する、ということですね。ありがとうございます。
司会 以上で閉会とさせていただきます。御協力ありがとうございました。

人権相談・女性相談（無料）

- 久喜地区 原則毎月10日 13時15分～16時15分
- 菖蒲地区 原則毎月第3水曜日 13時00分～15時00分
- 栗橋地区 原則毎月第3木曜日 13時30分～15時30分
- 鷲宮地区 原則毎月第4月曜日 9時30分～11時30分

問合せ 市役所人権推進課または各総合支所総務管理課人権推進係

※この冊子は61,000部作成し、一部当たりの単価は3円です。

の兄弟と差別するような扱いをするとか、あるいは、夫婦の間のDVが子どもの前で行われることなども心理的虐待になります。

平成二十六年埼玉県内の児童虐待の受付件数は七十二八件、これは前年比三十一%の増加です。中央児童相談所におきましても、平成二十六年度は七百十九件で、前年比一・五倍になっています。

虐待の受付件数が多くなっている中で、特に多くなっているのが心理的虐待です。配偶者間のDVや近隣などから子どものひどい泣き声があると、それに対する親のどなり声も聞こえるとかを心配して寄せられる通告が増加しています。



埼玉県中央児童相談所

虐待の通告が寄せられますと、児童相談所では、関係する機関と連携して、まずは子どもの安全確保

認を行っています。これは、ルールとして四十八時間以内に子どもを直接見て確認するという事です。これに関しては、保育所や学校関係者などにお世話になってるところです。

子どもの安全が確保できないと判断した場合には、子どもを一旦保護者のもとから一時保護することも行ってまいります。

その後、児童、保護者や関係機関と話し合いを行いながら、安全が確保できると判断した上で子どもを家庭に戻して在宅で指導や見守りを行います。また、家庭での生活が難しいという場合には、施設や里親にお願いをして、そちらで生活するというようになります。施設入所等、保護者と分離した子どもにつきましても、ステップを踏みながら家庭に帰れるように個別のプログラムを組んで対応しているところがあります。

司会 ありがとうございます。ここで、人権擁護委員の方で質問はございますか。

未須委員 今の説明で、虐待の通告件数が一・五倍に増加したという事で、限られた職員でどんな対応に当たられているのですか。

田口所長 家庭訪問などやるべき安全確認等は徹底してやっているところですが、子どもが所属している幼稚園、保育所、学校など色々な機関に協力をお願いしながら自立支援事業と、権利擁護に関する相談を一つの窓口でお受けできるように設定したものです。



中繁副所長

生活困窮者自立支援事業では、必須事業であります自立相談支援事業と合せて住居確保給付金の申請受付をはじめ、任意事業として、子どもたちの学習支援事業を実施するという形で、久喜市から杜協が受託し、四月から行っているところです。

生活保護を受けている世帯主の四分の一の方は、自身が生活保護世帯で育っているという全国的な背景があり、「貧困の連鎖」が繰り返されている状況の中で、第二のセーフティネットを手厚くして、何とかここで受け止めをするのがこの制度の狙いとなっています。

子どもの困窮という点、そのとらえ方は難しいものですが、虐待にまでは発展しないまでも、例えば、子どもが毎回一人で夕ご飯を食べざるを得ない状況も困窮の一つではないかと感じる時があります。しかしながら、母子家庭のお母さん方は一生懸命に働いています。また、その他にも様々な相談

対応しているという状況です。**石田委員** 心理的虐待に於いて、DVによって子どもはどのような影響を受けるのでしょうか。

田口所長 DVの子どもの影響は重大な問題であります。家の中でいつ暴力が起るかもしれないという事で常に緊張し、ストレスがかかっていることによる心身への影響があります。また、将来的に暴力によって人をコントロールする行動を身につけてしまうなどの弊害が指摘されています。

榎本委員 そのような心理的虐待を受けた児童に対する対応は、どうされるのでしょうか。

田口所長 基本的には、保護者への指導ということを中心に行っています。子どもの状況によって心理療法などを行うこともあります。まずは、子どもが安心できる場所です。基本的な信頼感を確保していくのが大切なことだと思います。

榎本委員 心理的虐待でその子どもを保護しても、この心理的虐待についての現象がすぐ認知できないというものではないような気がしますが。

田口所長 子どもの方どのような状況があらわれるかというのは、日ごろかかわっている学校や保育所の方にもお聞きしまして、影響が出ているのかどうかを確認しております。

榎本委員 もう少し子どもが大き

くなってからあらわれるものもあるのかなという感じがいたします。**田口所長** 心理的虐待に限りませんけれども、情緒や身体の発達が妨げられたり、盗みや嘘などの素行の問題としてあらわれるなど子どもの成長の中で色々な影響が心配されます。虐待の程度とか期間によっても違ってきます。

乳児院では

司会 次に富士見乳児院の野口施設長に乳児院における状況をお話して頂きます。

野口施設長 乳児院は、児童福祉施設で、親の病気であるとか、虐待であるとか、理由は様々ですが、家庭で育てることができないお子様を児童相談所を通じてお預かりし、養育している施設です。生後五日目位から就学前までのお子様をお預かりしています。また、退所したお子様についても支援をしています。

全国に百三十三施設、埼玉県には五施設がありまして定員は百九十四名です。お預かりする理由の中で虐待が三十五%になっております。この虐待の中には身体的虐待やネグレクトも含まれております。乳幼児の身体的な虐待の場合に、いわゆる「シエーキングベ

ビー」という事例があります。このようなケースの多くは、硬膜下血腫や眼底出血、また、肋骨を折られてしまったりと、非常に重篤になる場合がありますので、長期間にわたり医療的なケアが必要となります。



野口施設長

さらに、経済的困難な場合が七・四%となっております。経済的な困難があつて母親が病気で、その中で虐待が起きてしまつていくという事もあり、理由は一つだけでなく、複雑に絡み合っています。

最近是个別にケアをしなければならぬお子様も増えております。障がいがあったり、何らかの病気があつたりと、被虐待児を含めると半数以上が医療的ケアを必要とされます。

その為、家庭支援専門相談員、心理面の職員や虐待に対応出来る職員といった専門職の配置が必要になります。そういう職員たちと協力をしながら、施設の中で安心・安全に過ごせるように、少しでも早く家庭復帰ができるような支援を心がけています。

榎本委員 乳児院での生活の目標

なっているのだと感じました。寄り添っていく支援というものを紹介して頂いて、私たちにも出来ることがあるのではないかと思います。

市における対応の実際

司会 久喜市では、子育て支援としてどんなことをやっているのかを、市の子育て支援課の木村係長からお話し頂きたいと思つています。

木村係長 子育てや家庭の悩みなどを身近に相談できるような体制づくりや、親同士の交流の場を確保することなど、虐待の未然防止に取り組んでいるところです。



木村係長

久喜市の虐待取扱件数は、平成二十六年(新規)は、身体的虐待が六件、心理的虐待が九件、性的虐待が一件、ネグレクトが二十件、合計で三十六件でした。これは極端に多い数字というわけはありませんが、表に出てこない虐待も予想されるところです。

このような中、対応する職員の体制としては、本庁と総合支所三

子どもの貧困への対応

司会 ありがとうございます。続きまして、社会福祉協議会あしん生活相談センターの中繁副所長から、虐待の視点からお話をいただきます。

中繁副所長 社会福祉協議会(社協)内に「あしん生活相談センター」という窓口を新たに設置しました。この窓口は、生活困窮者